

## 「みやぎこども幸福計画」中間案に対する パブリックコメントを実施します

宮城県では、みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、国のこども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込み、令和7年度を計画の始期とする「みやぎこども幸福計画」の中間案を公表します。

本中間案については、わかりやすい「やさしい版」も併せて公表していることから、同計画の対象であるこども・若者を含めた幅広い県民の皆様からの御意見・御提案を募集します。

### 記

#### 1 公表する案の名称

みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）（中間案）

#### 2 公表する関係資料

- ・ 「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」（中間案）本文
- ・ 「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」（中間案）やさしい版 等

#### 3 関係資料の公表場所

子育て社会推進課、県政情報センター、各地方振興事務所（地域事務所）県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）、子育て社会推進課ホームページ

#### 4 御意見等の提出方法

県電子申請システム、郵送、ファクシミリ及び電子メール

#### 5 御意見等の募集期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）まで

#### 6 御意見の提出に当たっての注意点

- ・ 御意見を記載する様式は自由ですが、日本語に限ります。
- ・ 住所、氏名、年齢及び性別を必ず記載してください。電話による御意見の提出は受け付けませんので、御了承ください。

#### 7 その他

御意見等の取扱い、今後の予定等につきましては、県ホームページを御確認ください。